

## 1 対象医療機関等

1	どのような施設が補助の対象となるか。	新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う、以下の機関が対象となります。 ①病院（医科、歯科） ②有床診療所（医科、歯科） ③無床診療所（医科、歯科） ④薬局 ⑤訪問看護ステーション ⑥助産所が対象となります。 ※保健医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションについては、対象外となります。
2	新型コロナ患者の受け入れ対応をしていなくても補助の対象となるか。	補助の対象となります。新型コロナ患者の受け入れは要件となっておりません。
3	有床診療所について、いつ時点で有床診療所であることを要するのかわかるか。	申請時に有床診療所であることが必要となります。原則として令和2年4月1日時点となりますが、施設類型や許可病床数が変更されている場合は、申請日時点を用いても差し支えありません。
4	対象となる医療機関は、「保険医療機関に限る」とされているが、年度末までに保険医療機関になれば補助対象になるか。対象となる場合、保険医療機関でなかったときに支出した経費も対象となるか。	最終の申請期限までに、保険医療機関となった場合は補助対象となりますが、補助対象経費は保険医療機関となった後のもののみとなります。
5	申請受付開始後、新たに設立された医療機関等も対象になるか。	申請時に保険医療機関であることが必要となります。
6	支援金の交付を受けた後に廃業、新規により別の医療機関の許可を受けた場合、新たな医療機関開設者が講じた感染拡大防止にかかる経費について給付申請を行なうことは可能か。	交付を受けた後に廃業となった場合には、精算が必要です。そのうえで、新たな医療機関として再度申請が可能ですが、交付金を複数回受けるために医療機関の廃業・開設を行い本事業の目的に反する場合は不交付となることがあります。なお、補助金を複数回受けるために廃業・開設を行うなど、本事業の目的に反する場合は原則、不交付となります。
7	訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限るとされているが、みなし指定の訪問看護ステーションも補助対象事業者に入るか。	みなし指定の訪問看護ステーションも対象ですが、申請時に指定訪問看護事業者であることが必要です。
8	年度途中で、事業譲渡等で開設者に変更があった場合は、それぞれが補助対象になるのか。	補助金を受けた後に開設者に変更があり、2回目の補助金を受けようとする場合、精算を行った上で、新たな開設者として再度申請することは可能ですが、補助金を複数回受けるために廃業・開設を行い本事業の目的に反する場合は原則、不交付となります。

## 2 対象経費・補助金額について

9	どのような経費が対象となるか。	対象となる経費は、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用です。院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について幅広く対象となります。ただし、「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象経費から除かれます。
10	コロナ対策のための備品購入であれば何でもよいのか。対象備品は決まっているのか。	補助対象は、基本的に院内感染対策のために購入されたものであれば、問題ありません。
11	いつからいつまでに使用した（する）経費が対象となるか。	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に使用する経費が対象となります。
12	既に、感染対策のための経費を支出しているが、その場合でも対象となるか。	令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる経費が対象となります。申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算で申請することも可能としています。概算で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回る場合は、その上回る額を返還していただくこととなります。
13	病院、診療所の新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策・診療体制確保等に要する費用とは、どのような取組が考えられるのか。	例えば、以下のような取組が考えられます。（これらに限られるものではありません。） ①共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。 ②待合室の混在を生じさせないよう、予約診療の拡大や整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知し協力を求める。 ③発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫等を行う。 ④電話等情報通信機器を用いた診療体制を確保する。 ⑤感染防止のための個人防護具等を確保する。 ⑥医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）を行う。
14	薬局の新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策・診療体制確保等に要する費用とは、どのような取組が考えられるのか。	例えば、以下のような取組が考えられます。 ①共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。 ②発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線確保やレイアウト変更、薬剤交付順の工夫等を行う。 ③電話等情報通信機器を用いた服薬指導や薬剤交付等ができる体制を確保する。 ④薬局内の混雑を生じさせないよう、事前の予約や掲示等を行い、患者に適切な薬局での対応を周知し協力を求める。 ⑤感染防止のための個人防護具等を確保する。 ⑥医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）を行う。
15	歯科診療所の新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策・診療体制確保等に要する費用とは、どのような取組が考えられるのか。	例えば、以下のような取組が考えられます。 ①共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。歯科用ユニット及びその周囲を患者の診療が終わるごとに消毒薬で清拭またはラッピングする。歯科診療で使用した器具等の滅菌用機器を導入する。 ②待合室の混雑を生じさせないよう、予約診療の拡大や整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知し協力を求める。 ③発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫等を行う。 ④電話等情報通信機器を用いた診療体制を確保する。 ⑤感染防止のための個人防護具等を確保する。 ⑥医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）を行う。
16	訪問看護ステーションの新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策・診療体制確保等に要する費用とは、どのような取組が考えられるのか。	例えば、以下のような取組が考えられます。 ①共有して使用する物品（移動のための自動車や自転車、訪問靴等）や職員が共通して触れる部分について定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。 ②在宅徴用における感染予防対策、患者の症状を観察する際の留意点等が記載されたパンフレットの作成・配布を行い、患者や同居する家族等に説明し理解や協力を求め ③医療機関、ケアマネージャー等と電話等情報通信機器を用い頻回に患者の症状把握を行う等、より密接な連携体制を確保する。 ④電話等情報通信機器を用いた症状確認・療養上の指導等が実施可能な体制を確保する。 ⑤感染防止のための個人防護具等を確保する。 ⑥医療従事者の感染防止対策（研修、健康管理等）を行う。

17	助産所の新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策・診療体制確保等に要する費用とは、どのような取組が考えられるのか。	例えば、以下のような取組が考えられます。 ①共通し手触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。 ②感染防止対策のために動線の確保やレイアウト変更等を行う。 ③施設内の混乱を生じさせないよう、予約の拡大等を行い、妊産婦に適切な受診の仕方を周知協力を求める。 ④電話等情報通信機器を用いた相談対応や分娩立会い等ができる体制確保する。 ⑤感染防止のための個人防護具等を確保する。 ⑥医療従事者の感染防止対策（研修、健康管理等）を行う。																			
18	支援金の上限額はいくらか。	支援金の上限額については、以下のとおりとなります。なお、補助対象の要件として病院、診療所の場合は保険医療機関であること、薬局の場合は保険薬局であること、訪問看護ステーションの場合は指定訪問看護事業者であることが必要となります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>支援金上限額</th> <th>補助対象の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>200万円+5万円×病床数</td> <td rowspan="3">保険医療機関</td> </tr> <tr> <td>有床診療所（歯科診療所を含む）</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>無床診療所（歯科診療所を含む）</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>薬局</td> <td>70万円</td> <td>保険薬局</td> </tr> <tr> <td>訪問看護ステーション</td> <td>70万円</td> <td>指定訪問看護事業者</td> </tr> <tr> <td>助産所</td> <td>70万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	支援金上限額	補助対象の要件	病院	200万円+5万円×病床数	保険医療機関	有床診療所（歯科診療所を含む）	200万円	無床診療所（歯科診療所を含む）	100万円	薬局	70万円	保険薬局	訪問看護ステーション	70万円	指定訪問看護事業者	助産所	70万円	
施設名	支援金上限額	補助対象の要件																			
病院	200万円+5万円×病床数	保険医療機関																			
有床診療所（歯科診療所を含む）	200万円																				
無床診療所（歯科診療所を含む）	100万円																				
薬局	70万円	保険薬局																			
訪問看護ステーション	70万円	指定訪問看護事業者																			
助産所	70万円																				
19	病院・診療所の違いは。	以下のとおりとなります。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するもの。</td> </tr> <tr> <td>一般診療所（有床）</td> <td>医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く）であって、患者19人以下の入院施設を有するもの。</td> </tr> <tr> <td>一般診療所（無床）</td> <td>医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く）であって、患者の入院施設を有しないもの。</td> </tr> <tr> <td>歯科診療所（有床）</td> <td>歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者19人以下の入院施設を有するもの。</td> </tr> <tr> <td>歯科診療所（無床）</td> <td>歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの。</td> </tr> </tbody> </table>	病院	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するもの。	一般診療所（有床）	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く）であって、患者19人以下の入院施設を有するもの。	一般診療所（無床）	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く）であって、患者の入院施設を有しないもの。	歯科診療所（有床）	歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者19人以下の入院施設を有するもの。	歯科診療所（無床）	歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの。									
病院	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するもの。																				
一般診療所（有床）	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く）であって、患者19人以下の入院施設を有するもの。																				
一般診療所（無床）	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く）であって、患者の入院施設を有しないもの。																				
歯科診療所（有床）	歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者19人以下の入院施設を有するもの。																				
歯科診療所（無床）	歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの。																				
20	病床数には、一般病床以外の病床も含まれるか。	病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の許可病床数の合計となります。なお、原則として令和2年4月1日時点の許可病床数となりますが、増床や新規開院をしている場合は「申請を行う日」の許可病床数を用いてください。（休止している病床も含めても結構です。）																			
21	「病床」の定義は。	一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の許可病床数の合計となり、診療科による区別はありません。																			
22	入院患者等院内感染を防止することを目的とした、空調設備（例えば、エアコン）の購入費用は補助対象となるのか。	感染拡大防止対策や診療体制確保等に要するものであれば対象となります。																			
23	水道代、電気代は、補助対象か。	感染拡大防止対策に要する費用、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用に該当する光熱水費については、それ以外の光熱水費と切り離して申請できるのであれば、補助対象となります。ただし、令和2年度中の経費のみ対象です。（リース契約などで複数年度にまたがる場合は、対象外の経費もあると考えられます。）また、他の支援メニュー（例えば重点医療機関の設備整備事業補助金など）によっては、ランニングコストである光熱水費は補助対象外となっていますのでご注意ください。																			
24	院内の清掃を民間業者に委託契約しているが、その委託料も対象となるか。	補助対象です。																			
25	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために新たな職員を雇用した場合は、その新規職員の人件費は全て事業対象となるのか。	新型コロナ感染拡大防止対策に新たな職員を雇用した場合は、人件費も対象となります。																			
26	感染拡大防止のために職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当・休日勤務手当や、感染症対策業務の実施に対する特殊勤務手当には、対象となるか。	「従前から勤務している者及び通常の医療提供を行う者」の場合は対象外となります。																			
27	疑い患者への対応や感染拡大防止対策等に従事した、従前から勤務している者の超過勤務手当が対象となるか。	「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者」の場合は対象外となります。																			
28	支援対象経費のリース費用は、令和3年3月末までの月割り費用が対象か。それとも、全リース期間が対象となるか。	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの費用が対象となります。																			
29	「院内等での感染拡大を防ぐための取組」と記載されているが、直接患者に関係しない防止策も事業対象となるか。（患者と職員出入口を分けるための工事費用、患者とのオンライン面会に係る情報通信機器の購入費用など）	「工事費」として計上する大がかりな工事は対象外です。軽微な工事であれば、「修繕費」として対象経費となります。																			
30	「発熱外来」設置のために実施する施設改修費は補助対象経費となるか。	本事業は、感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。軽微な工事であれば、「修繕費」として対象経費となります。																			
31	今年度発注して、納品が来年度となる場合は対象になるのか。	令和2年度の取組として、令和2年3月以前に発注し、4月以降に納品されたものは対象となります。発注時点で令和2年度に納品されないことが明らかな場合は対象外となりますが、やむを得ない理由により4月以降の納品となる場合は、早めに財務局と繰越の協議を行ってください。なお、本目は繰越明許費となります。																			
32	設備整備の際に、年度内に事業が完了しない場合（納品されない場合）の取り扱いはどうなるか。	年度内に事業完了が原則となりますが、年度内に完了しない場合は早めに財務局と調整を行ってください。なお、本目は繰越明許費となります。																			
33	すでに廃止している医療機関でも、今年度の感染防止にかかった経費が証明できれば対象となるか。	申請時に廃止している場合は、対象になりません。																			
34	訪問看護ステーションにおいて、医療分と介護分でそれぞれの事業を行っている場合は、それぞれの事業の内容の切り分けができ、重複がなければ、それぞれ支援金の受領ができるか。	事業内容が切り分けられ、重複がなければそれぞれ受領できます。																			

### 3 申請方法

35	病院、診療所、介護施設、薬局など複数施設を運営する場合、申請は、それぞれの単位で申請するのか。	申請は、運営する施設単位で申請してください。申請は各施設で1回のみですのでご注意ください。
36	申請の際に添付する資料はどのようなものか。備品購入費などの領収書は必要か。	概算交付申請時には、添付資料は必要ありません。感染対策の事業計画を策定いただき、その経費のみを概算で申請してください。事業完了後は、実績報告書を県に提出いただき、精算となります。その際（実績報告書の提出の際）には、領収書など補助金を活用したことが確認できるものをあわせて提出いただくことになります。精算交付申請の場合は、申請の際に支出根拠となる領収書等、役員名簿の提出が必要となります。
37	領収書は、原本でないといけないのか。写しでよいか。	写しで結構です。領収書以外の経費の支出が確認できるものでも可とします。医療機関等からの実績報告は詳細を検討中ですが、領収書がない場合、納品書、請求書及び明細書に加え、支払いをしたということがわかるようなもの（口座の写し等）など、対象経費が分かるのであれば、証拠書類になり得ると考えています。
38	上限額（70万、100万、200万等）を超えない場合、複数回の申請ができるのか。	申請は、原則1回です。（再度の申請はできません。）
39	申請し、交付決定された補助金を使いきれない場合は返還する必要があるのか。	精算の際に上限額を超えなかった場合は、返還が必要です。
40	申請したが、取り下げの場合はどのようにすればよいか。	申請の取消申請を提出してください。なお、補助金を支払済の場合は、補助金を返還していただく必要があります。
41	給付申請後（例えば年内）に医療機関が廃止した場合、補助金の返納は必要でしょうか。	廃止に前後し実績報告を行い、支出額が交付済額に満たない場合は精算してください。

## 4 交付の時期、方法等

42	補助金は、申請後どのくらいで口座に振り込んでもらえるのか。大至急必要なため可能な限り早く振り込んで欲しい。	最短で申請月の翌月末を予定していますが、申請件数等によっては審査等に時間を要するため、遅れる場合があります。
43	補助金の振込口座は、個人の口座でもよいか。また、複数の口座でもよいか。	原則として、診療報酬等を振り込むために国保連に届出している口座へ振り込みます。

## 5 その他

44	令和2年5月15日～29日にかけて交付申請のあった三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（感染防止対策型）補助金との重複申請は可能か。	可能です。 ただし、三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（感染防止対策型）補助金で申請した経費とは、異なる経費を申請してください。
45	訪問看護ステーションについては、医療分においても感染拡大防止等への支援があるが、感染拡大防止の経費については医療分と介護分の両方で申請できるのか。	感染拡大防止等支援はどちらも対象となりますが、それぞれの事業の内容の切り分けを行っていただく必要があります。